

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 TEL01564-2-2111(代表)
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

11 公営住宅入居者

- 【町営住宅(ふれあい団地・14区)】
入居資格
 住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
募集住宅①
 C棟2階・43号【平成14年度建設】
 3LDK(2人以上の世帯向け)
 家賃(収入区分による)
 月額2万6200円〜3万9000円
募集住宅②
 H棟1階・107号【平成10年度建設】

- 2LDK'S(2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
家賃(収入区分による)
 月額2万1400円〜3万1800円
募集住宅③
 H棟2階・109号【平成10年度建設】
 2LDK(2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
家賃(収入区分による)
 月額2万3200円〜3万4500円
募集住宅④
 C棟2階・47号【平成14年度建設】
 2LDK'S(2人以上の世帯)
 家賃 月額5万2400円
 ※所得に関わらず一律となります。
募集期間
 いずれの住宅も5月1日(水)〜10日(金)
注意事項(各住宅共通)
 ◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
 ◇入居決定後、入居の前に家賃月額3か月分の敷金を納入していただきます。
 ◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
 ◇ペットを飼うことはできません。
 ◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は5月下旬以降になります。

【その他の住宅】

- 次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。
◆新西団地(2人以上の世帯向け)
 ◆38号 家賃月額1万6300円〜2万4300円
◆北団地(世帯人数・年齢制限なし)
 現在、入居可能な空室はありません。
◆単身者住宅「ノースシティ」(50歳未満の単身者向け)
 ◇B棟104号、C棟104号
 家賃月額2万7200円(一律)
 ※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(TEL2・4297)まで

3 訪問看護師募集

- 職種** 非常勤訪問看護師
資格 保健師・看護師・准看護師のいずれかの有資格者
応募要件 実務経験が3年以上あり、普通自動車免許を所持している方
勤務先 本別町
勤務時間 原則8時45分〜17時30分の営業時間内
給与 保健師、看護師は時給1450円、准看護師は1350円
勤務条件の詳細、応募などお問い合わせは、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団本別地域訪問看護ステーション(TEL0156-2219050)まで

3 要約筆記奉仕員養成講座

- 聞こえの不自由な方に会話や講演会などの内容を文字に変えて伝える要約筆記の方法などの講座を開催します。
日時 5月21日〜7月9日の毎週火曜日※全8回 10時〜15時
場所 帯広市グリーンプラザ(帯広市公園東町3丁目)
申込期間 5月13日(月)
 ※お申し込みやお問い合わせは、帯広市役所障害福祉課(TEL0155・65・4148)まで

スポーツ

- 3 フロアカーリング協会 募集**
練習日 毎週火・水・木・金曜9時
場所 スポーツセンター
会費 年額1000円
 ※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑(TEL2・4062)まで

3 第36回上士幌町パークゴルフ協会杯大会

- 日時** 5月19日(日) 8時30分開始
場所 たか公園パークゴルフ場
競技 36ホールストロークプレー、組み合わせは男女混合
対象 一般男女(ただし、協会員)
表彰 優勝、準優勝、3〜5位、他ラッキー賞、参加者全員に賞品。
申込期限 5月13日(月)
申込方法 たか公園パークゴルフ場に備え付けの掲示板に掲載されているものにしたがってください
主催 上士幌町パークゴルフ協会
 ※お問い合わせは、佐藤(TEL2・3086)まで

お知らせ

3 身体障害者相談員・知的障害者相談員の紹介

障害者相談員は、障がいのある方やその家族からのさまざまな相談(障がいの虐待や差別、地域生活での不便さなど)をお受けして、問題解決のための助言などを行っております。個人のプライバシーは固く守られますので、

3 障がいのある方の相談窓口

- 町では、障がいのある方やその家族などからの相談に応じる相談支援事業所を開設しています。日常生活のこと、福祉サービスの利用に関すること、人間関係や仕事のことなどのようなことでも、まずはご相談ください。
◆事業所名 上士幌町障がい者相談支援事業所
◆窓口 役場保健福祉課内(障がい福祉担当)
◆電話 2・4296 FAX2・4637
◆開設日 月〜金曜日(土日祝日除く)8時30分〜17時15分

16 固定資産税のお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」と

8 自衛官等募集のお知らせ

募集種目	募集資格	受付期間	試験日
幹部候補生(第2回)	【一般(飛行要員除く)】 22歳以上26歳未満の者 ※修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者 【歯科】 20歳以上30歳未満の者 【薬剤科】 20歳以上28歳未満の者	【第2回】 4月24日(水)〜 6月13日(木)	【1次】 6月22日(土) (飛行要員除く) 【2次】 7月30日(火)〜8月5日(月) (月の指定する1日)
一般曹候補生(第1回)	18歳以上33歳未満の者	【第1回】 3月1日(金)〜 5月7日(火)	【1次】 5月17日(金)〜5月26日(日) (日の指定する1日) 【2次】 6月15日(土)〜6月30日(日) (日の指定する1日)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	4月1日(月)〜 5月21日(火)	5月26日(日)

※募集資格や試験日など、詳しい内容や不明な点につきましては、次のいずれかにお問い合わせください。
 ※お申し込みやお問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所(帯広市西5条南14丁目13番地 TEL・FAX0155・23・8718 / Eメール obhino.pco.tokachi@actusdf.mod.go.jp)まで
◆自衛隊帯広地方協力本部ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/obhino/>

いいます。)を所有している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額を、その固定資産の所在市町村に納める税金です。
◆固定資産税を納める方(納税義務者)
 登記簿は固定資産税課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
 ※ただし、所有者として登記(登録)されている方が亡くなった場合などは、その土地、家屋等を現に所有している方(相続人等)が納税義務者となります。
 また、所有者不明土地等(調査を行っても、所有者がわからない土地等)で、その固定資産の使用者がいるときは、当該使用者が納税義務者となることもあります。
◆登記されている土地、家屋に異動がある場合
 法務局で対象の土地、家屋の異動についての登記申請をすることになります。登記内容については法務局から役場の担当に通知されますので、役場に直接届出をする必要はありません。
◆登記されていない家屋に異動がある場合
 新たに家屋(車庫・物置等)を取得した場合、役場までご連絡願います。相続、売買などで所有者が変更になった場合は、「家屋所有者変更届」を、また、家屋を取り壊した場合は、「建物取壊し届」を提出していただく必要があります。
◆所有している償却資産がある場合

償却資産を所有している方は、毎年1月31日までに「償却資産申告書」を提出していただく必要があります。
※お問い合わせ先は、町民課固定資産税担当(TEL2・42994)まで

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

平成18年11月より「住民基本台帳法」および、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。」
◆期間 令和5年4月1日〜令和6年3月31日

◆閲覧年月日	令和5年5月17日
◆申出者氏名	自衛隊帯広地方協力本部
◆利用目的	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務、陸上自衛隊高等工科大学生徒に関する募集事務
◆閲覧に係る住民の範囲	町内全地区(87件)
◆閲覧年月日	令和5年6月14日
◆申出者氏名	株式会社ドーコン(北海道開発局帯広開発建設部の調査委託機関)
◆利用目的	北海道開発局帯広開発建設部が実施する「十勝川水系の自然再生に関するアンケート」の調査対象者抽出に際しての住民の範囲
◆閲覧に係る住民の範囲	町内全地区(25件)
◆閲覧年月日	令和5年11月17日
◆申出者氏名	株式会社日本リサーチセンター(日本銀行の調査委託機関)
◆利用目的	日本銀行が実施する「生活意識に関するアンケート調査」の対象者抽出
◆閲覧に係る住民の範囲	町内全地区(15件)

※お問い合わせは、町民課総合窓口・戸籍年金担当(TEL2・42994)まで

ふれあい公園 遊具貸し出し

今年も、図書館北側のふれあい公園と生涯学習センターわか内で開催する遊具の貸し出しを実施しています。ぜひ友達同士、ご家族で遊びに来てください。

- ◆貸出期間 外遊び用遊具は4月27日(土)から10月31日(木)まで。室内遊具は年中貸出ししています。
- ◆貸出時間 9時〜17時
- ◆貸出場所
- ◆外遊び用遊具 図書館玄関
- ◆室内用遊具 わっか1階事務室
- ◆貸出方法
- ◆外遊び用遊具 貸出用紙に、必要事項を記入してください。
- ◆室内用遊具 事務室にいる職員に声をかけ、貸出用紙に必要事項を記入のうえ遊具を受け取ってください。
- ※お問い合わせは、生涯学習課社会教育担当(TEL2・3024)まで



町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。
◆日時 5月27日(月) 10時〜12時

◆場所 山村開発センター第3研修室
◆相談員 弁護士 中島和典氏
◆申込期限 5月22日(水)まで
◆予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広報広聴担当(TEL2・42990)まで

食品加工研修会

食品加工センターでは年間数回の加工研修会を実施しています。新年度第1回目の研修会では、味噌づくりに適した季節である春に、甘味が特徴の上士幌町産大豆「ハヤヒカリ」を使った味噌づくりを行います。ぜひ地元産の食材を使った手作り味噌を味わってみてください。
なお、これまで味噌の研修会に参加されていない方を優先させていただきます。



かみしほろ地域食 うれしか

誰もが集まれる地域の場所をめざして、地域食材を使った食事を提供しています。地域の子どもたちと遊んだり、地域の方とお話しませんか？

- ◆日時 5月18日(土) 毎月第3土曜日
- ◆場所 ふれあいプラザ
- ◇10時 居場所の開放 (多世代で、地域交流のできる場所)
- ◇整理券配布
- ◆料金 18歳以下無料 ※大人の方は、200円程度の活動支援にご協力をお願いします。 ※イトインのみとなります(持ち帰りできません)。 ※マイ箸・エコバックの持参にご協力ください。 ※ゴミの持ち帰りにご協力ください。

★問い合わせ: 事務局・吉田(TEL090-9520-9456)まで



★今年度の開催予定
6/15、7/20、8/17、9/21
10/19、11/16、12/21
1/18、2/15、3/15

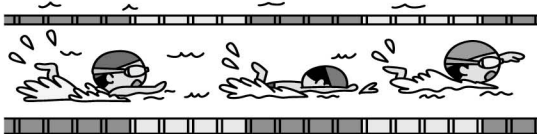
★お手伝いスタッフも大歓迎！
★食材の提供(規格外の野菜など)の提供も受け付けています。ご家庭の不要になった調味料、缶詰などの寄付も大歓迎(賞味期限が3か月以上あるものでお願いします)。詳しくはお問合せください。



▲公式インスタグラム

上士幌小学校 水泳プール

5月28日オープン



- ◆開放期間 5月28日(火)〜9月13日(金) <予定>
- ◆開放時間 13:00〜16:30 / 18:00〜21:00

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・スポーツ担当(TEL2-3024)まで

【ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金活用事業】

買い物をしてポイントを貯めると
合計10,000円分の商品券と交換！

子育て支援カードを発行しています！

対象 町内在住の18歳以下のお子さま(2006年4月生まれ以降)を育てている世帯

利用者 「18歳以下のお子さま」本人、またはその「ご家族」のみ

- 利用方法
- ①カードを受け取ったら、まず、カードの裏面に署名(対象者氏名)します。
 - ②バルーンスタンプ加盟店で買い物をしてポイントをためます。
 - ③500ポイントになったら、商工会事務所で5,000円分商品券と交換！(1枚のカードで2回まで交換できます)

◆持参するもの

- 申請方法
- ①子育て対象世帯であることがわかるもの(乳幼児等・子ども医療費受給者証、住民票など)
 - ②印鑑

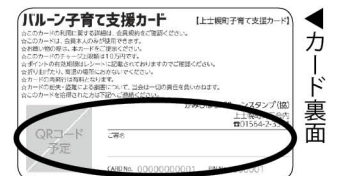
申請先 上士幌町商工会

使用期限 令和7年3月31日

※通常のパルーンカードでのQR決済では、子育て支援カードにポイントはつきません。
※紛失などでのカード再発行はいたしません。
※使用期限を過ぎてしまった場合は、商工会にて通常のパルーンカードにポイントを打ちかえます。



合計10,000円分の商品券と交換



ここに署名

※お問い合わせは、かみしほろバルーンスタンプ協同組合(商工会内 TEL2-3314)まで



マイナンバーカードで便利！ 国民年金手続きの電子申請ができます

＜ここが便利＞

- ・24時間、スマートフォンから申請ができます。
- ・処理状況や申請結果が確認できます。

○電子申請の対象手続きは6つ

- ①国民年金の加入届出(退職後の厚生年金からの変更等)
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料 学生納付特例の申請
- ④産前産後免除該当届
- ⑤付加保険料納付(辞退)申出
(定額保険料に上乗せして納付)
- ⑥付加保険料納付該当(非該当)届
(農業者年金被保険者の方)

○電子申請の利用するには

- ・マイナポータル「利用者登録」が必要です。
- ・マイナンバーカードと交付時に設定したパスワードをご用意ください。

ワードをご用意ください。

詳細はこちら→



○マイナポータルと

ねんきんネットをつなげると、さらに便利

- ・日本年金機構のお知らせをマイナポータルで受け取れます。
- ・年金記録を確認できます。
- ・将来の年金見込み額を試算できます。

【お問い合わせ先】

- ◆国民年金の加入や免除申請等に関すること
 - ・町民課総合窓口戸籍年金担当 2-4294
 - ・帯広年金事務所国民年金課 0155-25-8113
- ◆国民年金電子申請に関すること
 - ・年金加入者ダイヤル 0570-003-004
- ◆マイナポータルに関すること
 - ・マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178

◆住宅用火災警報器の設置と維持管理を！

上士幌消防署では、住宅用火災警報器の設置率調査(電話調査)を行いました。調査の結果、町内の住宅用火災警報器の設置率は76%で、前年より1%減少した結果となりました。

住宅用火災警報器は設置が義務付けられておりますので未設置の方は速やかに設置してください。また、維持管理に関して、住宅用火災警報器は設置から10年が交換目安となっているためご自宅の警報器本体を確認し適宜対応するようお願いいたします。

住宅用火災警報器設置場所

- ・寝室
- ・階段(2階建て以上の住宅に居住しており、2階以上にある居室を寝室として使用している方)

10年経ったら交換しましょう



◆悪質な訪問販売にご注意を！

不適正な価格・無理強い販売などを行う業者が全国で発生しています。悪質な訪問販売の被害にあわないために、以下のことを覚えておきましょう。

- ①消防署や役場などの公的機関が、訪問販売で住宅用火災警報器などを売り歩くことはありません。
- ②消防署や役場が業者に委託をし、住宅用火災警報器の設置または点検について調査することはありません。
- ③相手が脅迫的な言動に出たときは警察に通報しましょう。

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。



火の用心

【令和6年出動状況】 3月31日現在の出動件数

- ◆火災出動 0件(うち3月 0件)
- ◆救急出動 70件(うち3月25件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(Tel.2-2519)まで

観光業・商工業関連事業者の観光客受入環境整備を支援します！



無料公衆無線LAN環境整備事業



観光業・商工業関連事業者が無料公衆無線LANの整備を行うことで、観光客の受入環境を整え、観光業・商工業の振興および本町の発展に寄与することを目的とし、それに要する経費を支援します。

◆事業概要

事業名	対象経費	補助金額
無料公衆無線LAN環境整備事業(屋内)	事業者が行う、観光客を受け入れるための、 屋内の無料無線LAN環境の整備に要する経費	1/2以内 限度額 10万円
無料公衆無線LAN環境整備事業(屋外)	事業者が行う、観光客を受け入れるための、 屋外の無料無線LAN環境の整備に要する経費	2/3以内 限度額 20万円

◆対象者

町内に事業所を有する法人または町内に住所を有する個人事業主のうち、次の(1)~(5)のいずれかに該当し、かつ①と②に該当する事業者

- (1)町内で飲食業を営業している事業者
- (2)町内でホテル、旅館等宿泊可能な施設を営業している事業者
- (3)町内で、バス、ハイヤー、レンタカー業などを営業している事業者
- (4)町内で観光振興事業に取り組む事業者
- (5)その他町長が必要と認める事業者

- ①町税を滞納していない者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

◆提出書類

上士幌町補助金等交付申請書、事業内容が分かる見積書の写し等、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、役場2階商工観光課窓口または町のホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

◆公募期限

令和7年1月31日(金)まで

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(Tel.2-4291)まで



円滑な事業承継を支援します！

上士幌町事業承継支援事業



◆事業概要

事業名	対象経費	補助金額
事業承継支援事業 (税制申請に係る事業)	①特例承継計画の作成経費 ②認定申請支援の代行経費 ③特例適用贈与申告書の作成経費 ④その他必要と認められる経費	2/3以内 限度額 50万円
事業承継支援事業 (株価評価に係る事業)	①株価評価に係る経費 ②その他必要と認められる経費	1/2以内 限度額 50万円

※補助対象経費につき、地方公共団体または公共的団体から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除します。

◆対象者

町内で事業を営む中小企業者(個人事業者含む)で、事業承継を行う者で次に該当するもの

- ①町税を滞納していない者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

◆提出書類

上士幌町事業承継支援事業計画承認申請書、事業承継計画書、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、商工会窓口または町のホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

◆公募期限

令和7年1月31日(金)まで

※事業の承認には「上士幌町事業承継支援事業補助審査委員会」にて審査を受ける必要があります。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(Tel.2-2339)まで